

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年12月14日(2017.12.14)

【公表番号】特表2016-535780(P2016-535780A)

【公表日】平成28年11月17日(2016.11.17)

【年通号数】公開・登録公報2016-064

【出願番号】特願2016-552432(P2016-552432)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/295	(2006.01)
A 6 1 P	13/12	(2006.01)
A 6 1 K	9/20	(2006.01)
A 6 1 P	9/04	(2006.01)
A 6 1 P	9/06	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/28	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/295	
A 6 1 P	13/12	
A 6 1 K	9/20	
A 6 1 P	9/04	
A 6 1 P	9/06	
A 6 1 P	9/10	1 0 3
A 6 1 P	9/00	
A 6 1 K	9/28	

【手続補正書】

【提出日】平成29年11月2日(2017.11.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

慢性腎臓病を有する患者における有害心臓事象に関連する死亡率及び罹患率を低下させる治療薬であって、クエン酸第二鉄を含み、1g～18gの範囲の量で該クエン酸第二鉄を該患者に経口投与するよう調剤されている、前記治療薬。

【請求項2】

慢性腎臓病を有する患者における有害心臓事象の発症率又はリスクを低下させる治療薬であって、クエン酸第二鉄を含み、1g～18gの範囲の量で該クエン酸第二鉄を該患者に経口投与するよう調剤されている、前記治療薬。

【請求項3】

慢性腎臓病を有する患者における有害心臓事象に関連する入院の頻度又はリスクを低下させる治療薬であって、クエン酸第二鉄を含み、1g～18gの範囲の量で該クエン酸第二鉄を該患者に経口投与するよう調剤されている、前記治療薬。

【請求項4】

慢性腎臓病を有する患者における心臓突然死の発生率又はリスクを低下させる治療薬であって、クエン酸第二鉄を含み、1g～18gの範囲の量で該クエン酸第二鉄を該患者に経

口投与するよう調剤されている、前記治療薬。

【請求項 5】

慢性腎臓病を有する患者における左心室肥大（LVH）を治療する治療薬であって、クエン酸第二鉄を含み、1g～18gの範囲の量で該クエン酸第二鉄を該患者に経口投与するよう調剤されている、前記治療薬。

【請求項 6】

一以上の有害心臓事象を有すると診断されたヒト慢性腎臓病患者における、一以上の有害心臓事象を治療する治療薬であって、クエン酸第二鉄を含み、1g～18gの範囲の量で該クエン酸第二鉄を該患者に経口投与するよう調剤されている、前記治療薬。

【請求項 7】

一以上の有害心臓事象を有すると診断されている、FGF-23レベルが上昇した、ヒト慢性腎臓病患者における、一以上の有害心臓事象を治療する治療薬であって、クエン酸第二鉄を含み、かつ1g～18gの範囲の量で該クエン酸第二鉄を該患者に経口投与するよう調剤されている、前記治療薬。

【請求項 8】

前記慢性腎臓病患者が、(i) 一以上の鉄貯蔵パラメータ、(ii) FGF-23 レベル、及び/又は (iii) 血清リンレベルの 1、2 又はすべてに關しモニターされる、請求項 6 又は 7 記載の治療剤。

【請求項 9】

FGF-23レベルが上昇した、慢性腎臓病患者における、一以上の有害心臓事象を予防する治療薬であって、該慢性腎臓病患者が、(i) 一以上の鉄貯蔵パラメータ、(ii) FGF-23 レベル、及び/又は (iii) 血清リンレベルの 1、2 又はすべてに關しモニターされ、クエン酸第二鉄を含み、かつ1g～18gの範囲の量で該クエン酸第二鉄を該患者に経口投与するよう調剤されている、前記治療薬。

【請求項 10】

前記患者が、健康なヒトにおける正常範囲と比較して上昇しているFGF-23レベルを有する、請求項 7 又は 9 記載の治療薬。

【請求項 11】

測定された前記FGF-23レベルが無傷なFGF-23、及びC-末端 FGF-23断片である、請求項 10 記載の治療薬。